

大村市における騒音・振動・悪臭規制区域等の 規制基準、環境基準、要請限度一覧

騒音規制基準

		時間帯		
		昼間 (8時～20時)	朝(6時～8時) 夕(20時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
規制区域	第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
	第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
	第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
	第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

※ただし、第2種、第3種、第4種区域内にある学校、保育所、病院・診療所（入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保認定型こども園の敷地の周囲のおおむね50メートルの区域は、それぞれ5デシベル厳しくなる。

振動規制基準

		時間帯	
		昼間 (8時～20時)	夜間 (20時～翌8時)
規制区域	第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

悪臭規制基準

		規制基準
規制区域	A区域	臭気指数 13
	B区域	臭気指数 15

騒音に係る環境基準

		時間帯	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
地域の 類型	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
	A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

自動車騒音要請限度

		時間帯	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
区域	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル